

感染症研究国際展開戦略プログラム

公募要領

平成27年1月

文部科学省研究振興局

研究振興戦略官付

目次

| | |
|---|----|
| I. 感染症研究国際展開戦略プログラムについて | 4 |
| 1. プログラムの目的 | 4 |
| 2. プログラムの概要 | 4 |
| II. 公募内容 | 5 |
| 1. 公募対象及び要件 | 5 |
| 2. 公募課題 | 6 |
| 3. 実施期間 | 8 |
| 4. 採択予定数及び実施予定額 | 8 |
| 5. 契約形態及び経費について | 8 |
| III. 課題の提案方法と審査方法について | 9 |
| 1. 募集から契約までのスケジュール | 9 |
| 2. 所属機関の同意 | 9 |
| 3. 応募書類 | 9 |
| 4. 提案書類の受付等 | 10 |
| 5. 問合わせ先 | 15 |
| 6. 審査及び採択 | 15 |
| IV. 提案書類の作成と注意 | 17 |
| 1. 提案書類の取扱い | 17 |
| 2. 提案書類の作成 | 17 |
| V. 応募に当たっての留意点 | 19 |
| 1. 不合理な重複・過度の集中に対する措置 | 19 |
| 2. 研究費の不正使用および不正受給に対する措置 | 20 |
| 3. 研究活動における不正行為に対する措置 | 21 |
| 4. 研究倫理教育教材の履修義務について | 23 |
| 5. 他の競争的資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する措置 | 23 |
| 6. 生命倫理及び安全対策等に係る留意事項並びに関係法令等に違反した場合の措置 | 23 |
| 7. 安全保障貿易について（海外への技術漏えいへの対処） | 23 |
| 8. 間接経費に係る領収書の保管に係る事項 | 24 |
| 9. 繰越について | 24 |
| 10. 「国民との科学・技術対話」の推進について | 24 |
| 11. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について | 24 |
| 12. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について | 25 |
| 13. e-Rad 上の課題等の情報の取扱い | 25 |
| 14. 府省共通研究開発管理システムからの内閣府への情報提供等 | 25 |
| VI. 委託契約の締結等 | 26 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1. 委託契約の締結 | 26 |
| 2. 委託費の範囲及び積算等 | 27 |
| 3. 課題の管理と評価 | 27 |
| 4. 研究成果の取扱い | 27 |
| 5. 取得資産の取扱い | 28 |
| VII. データベース登録等への協力 | 29 |
| 1. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力 | 29 |
| (別添1) 研究開発に要する経費の範囲 | 30 |
| (別添2) 予算決算及び会計令(抄) | 32 |
| (別添3) 動物実験、生命倫理・安全に関する取組みに関わる法令・指針等 | 33 |
| (別添4) 「国民との科学・技術対話」の推進について | 36 |
| (参考1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について | 41 |
| (参考2) エフォートの考え方について | 45 |

I. 感染症研究国際展開戦略プログラムについて

1. プログラムの目的

「感染症研究国際展開戦略プログラム」は、感染症がグローバル社会に対する脅威となっていることに鑑み、日本国民ひいては人類の健康と安全に寄与することを目指し、アジア・アフリカに海外研究拠点を展開し、各地で蔓延する感染症に対する疫学研究、診断治療薬等の開発に向けた基礎的研究を推進し、感染制御に向けた予防や診断治療に資する医薬品や技術の開発、高度専門人材の育成を図ることを目的としています。

2. プログラムの概要

本プログラムは、内閣総理大臣を本部長とする健康・医療戦略推進本部の下、「新興・再興感染症制御プロジェクト」の中に位置付けられており、厚生労働省が所管する「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業（仮）」や国立感染症研究所との有機的連携のもとに事業を推進します。

アジア・アフリカの新興・再興感染症の流行国あるいは流行が想定される国に海外研究拠点を展開し、各地で蔓延する感染症の疫学研究を進めて国内感染症対策に資する情報を国立感染症研究所と共有するとともに、新たな診断・治療薬やワクチンの開発に向けた基礎的研究を推進し、創薬支援ネットワーク¹と連携して実用化を目指します。主な研究対象はインフルエンザ、デング熱、薬剤耐性菌、下痢症感染症²とし、その他、結核、エイズ、小児重症肺炎、チクングニア熱など、我が国への侵入リスクや疾患の重篤度などを考慮した国内ニーズに基づいた感染症を研究対象とします。また、海外研究拠点を全国の大学や研究機関に開かれた研究拠点とし、国内の研究機関との共同研究、共通課題ごとの拠点間の連携を推進します。高度専門人材の育成を図るため、国立感染症研究所等と連携し、海外研究拠点を活用した研究・研修の機会を、国内の臨床医や若手の感染症研究者等に幅広く提供することを推進します。

プログラムの管理・運営にあたって、プログラムスーパーバイザー（担当する事業の目的及び課題を把握し、担当する事業の運営を行う。）及びプログラムオフィサー（プログラムスーパーバイザーを補佐して事業運営実務を行う。）を置き、プログラムスーパーバイザー、プログラムオフィサーはプログラムの目的の達成に向けた指導・助言を行います。

平成27年度から本事業の実施主体は国立研究開発法人日本医療研究開発機構に移管されます。国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立時である平成27年4月1日より、医療分野の研究開発に関する研究事業を切れ目なく円滑に実施するためには、現在の事業所管省で、日本医療研究開発機構設立準備室と連携しつつ、平成26年度中に募集及び選定等の手続きを行うことが必要となったため、本プログラムに関する研究課題については、本募集要領により文部科学省が募集を実施することになりました。

1 創薬支援ネットワーク：

大学等の優れた基礎研究の成果を医薬品の実用化につなげるため、医薬基盤研究所が中心となって本部機能を担い、理化学研究所や産業技術総合研究所、大学等の創薬研究機能をもつ関係機関等で構成するオールジャパンでの創薬支援連携体制です。主に応用研究や非臨床試験までの創薬研究に対して切れ目のない実用化支援を行う等、治験導出や企業連携等に取り組むことになっています。

2 下痢症感染症：ウイルス性下痢症及び細菌性下痢症

また、本プログラムでは2回に分けて公募を実施する予定です。今回の公募では、海外研究拠点を置き感染症に対する疫学研究や基礎的研究を推進する研究提案を公募します。今回の公募の採択課題決定後、国内の大学や研究機関を対象とした、海外研究拠点との共同研究及び高度専門人材の育成に係る公募を実施する予定です。

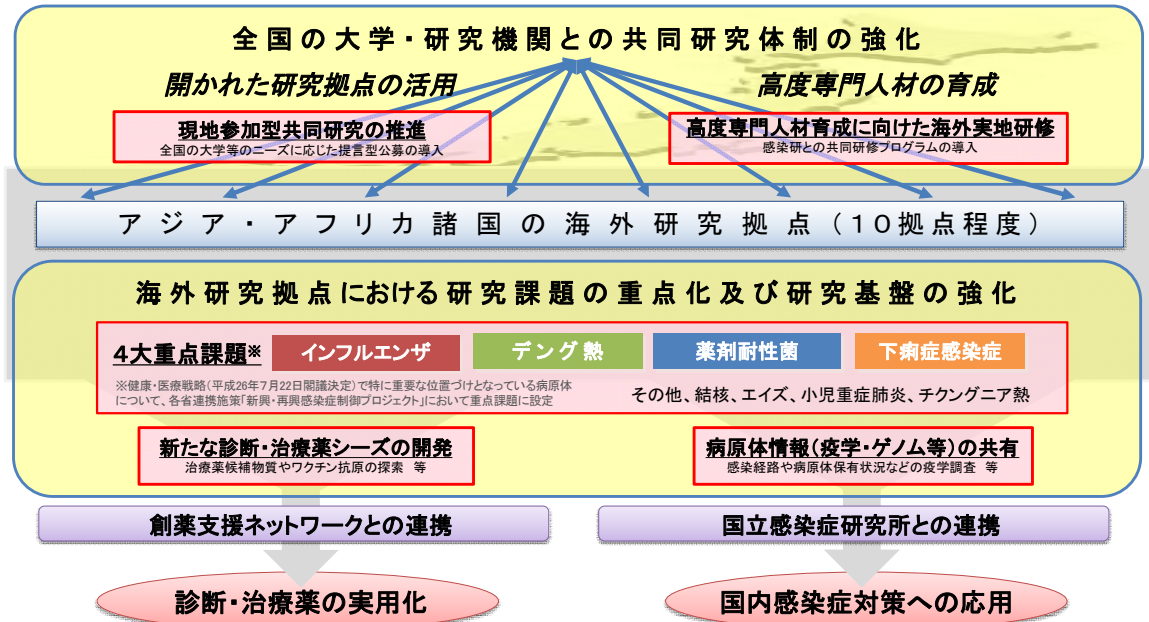


図 感染症研究国際展開戦略プログラムの概要

II. 公募内容

この公募は、平成 27 年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては事業内容や事業予算を変更する場合がありますので留意してください。

1. 公募対象及び要件

(1) 公募の対象

今回の公募では、機関を対象としているため、課題の応募は機関の長が行うものとします。公募の対象となる機関は、国内の大学、独立行政法人等の研究業務を行っている法人とします。

応募に際しては、委託契約における業務主任者となる研究代表者は、応募する機関（以下「応募機関」という。）に所属し、研究を実施する者の中から定めてください。研究代表者は、研究参画者の研究進捗管理、文部科学省、国立研究開発法人日本医療研究開発機構及びプログラムスーパーバイザー、プログラムオフィサーとの連絡調整など研究の総合的推進の責任を負います。なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、健康上その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究参画者となることを避けてください。委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

また、複数の機関からなる実施体制を組んで応募することもできますが、その場合は応募機関である代表機関と業務を分担する分担機関を定めてください。分担機関においては、分担機関の業務

を総括する分担機関代表者を定めてください。参画機関の承諾書の原本（公印が押印されたもの）については、応募機関が取りまとめて郵送してください。

原則として、提案後の研究参画者及び分担機関の追加はできません（選考に係る審査において指摘があった場合等を除く）ので、提案には想定している全研究者及び全機関を記載してください。

なお、海外研究拠点確定後に実施を予定している、国内の大学や研究機関を対象とした、海外研究拠点との共同研究及び高度専門人材の育成に係る公募については、再度要件を定めることとしており、上記の条件の限りではありません。

（2）公募の要件

機関及び機関の長が次のア～ウの全ての要件を満たしている必要があります。

ア「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号）第70条（別添2）の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人、又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ「予算決算及び会計令」第71条（別添2）の規定に該当しない者であること。

ウ文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

公募に参加を希望する者は、応募書類等の提出時に、別に指定する暴力団等に該当しない旨を誓約書に記入し、所属機関長による署名の上、郵送してください。ただし、以下に該当する機関は提出の必要はありません。

- ・機関の代表者の選任・任命を国が行う機関（国立大学法人、独立行政法人等）
- ・機関の代表者が国民の選挙により選任される機関（地方公共団体）

誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の契約を無効とします。

2. 公募課題

アジア・アフリカの新興・再興感染症の流行国あるいは流行が想定される国に海外研究拠点を置き、感染症に対する疫学研究や診断治療薬等の開発に向けた基礎的研究を推進し、感染制御に向けた疫学情報の取得や予防・診断治療に資する医薬品や技術の開発に関する研究提案を公募します。研究提案は、以下の条件を全て満たす必要があります。

- プログラム開始時に、アジア又はアフリカ地域において、現地研究機関との協力の下、研究を円滑に実施できる海外研究拠点を有している、あるいは拠点設置の目途が立てられていること。
- 本プログラム終了後に海外研究拠点を継続的かつ自立的に運営できるよう、拠点維持に係る経費について事業外の資金の確保に努めること。なお、研究計画書には、事業終了時までの具体的な資金の確保に関する計画を示すこと。
- 研究対象とする感染症は、インフルエンザ、デング熱、薬剤耐性菌、下痢症感染症（以下「4大重点感染症」という。）のいずれか又は複数を必須とし、その他、結核、エイズ、小児重症肺炎、チクングニア熱など、我が国への侵入リスクや疾患の重篤度を考慮した国内ニーズに基づいた感染症についての提案も可能とする。なお、今後、パンデミックの発生など、対象となる病原体の追加が生じる場合等には、プログラム・スーパーバイザー等の評価を経ること。
- 海外研究拠点を活用し、感染症の臨床情報・病原体の性状等の基盤情報を取得するとともに、

病原体の自然宿主と伝播経路の解明に資する疫学研究や、治療薬候補物質・ワクチン抗原の探索など新たな診断・治療薬シーズの開発に向けた基礎的研究を実施すること。なお、4大重点感染症については、表1「4大重点感染症と研究内容」を踏まえた研究提案を行うこと。

表1 4大重点課題と研究内容

| 感染症 | 研究内容 |
|---------|---|
| インフルエンザ | <ul style="list-style-type: none"> 国内外のヒト、ブタ、家禽と野鳥等のインフルエンザウイルス感染状況を監視し、パンデミックウイルス出現を予測するための研究 季節性インフルエンザワクチン及びパンデミックプロトタイプワクチンの改良・開発研究 |
| デング熱 | <ul style="list-style-type: none"> デング熱の流行抑制に資する疫学研究（媒介蚊の研究を含む） デングウイルスの変異、病原性、増殖機構等に関する基盤情報を取得し、その感染症の予防、診断、治療法を開発する研究 |
| 薬剤耐性菌 | <ul style="list-style-type: none"> 日本への流入、蔓延が危惧される多剤（特にカルバペネム）耐性菌について、ゲノム情報ライブラリの構築に向けた病原体の収集と性状解析 薬剤耐性菌簡易迅速検出系の開発と感染制御への応用 |
| 下痢症感染症 | <ul style="list-style-type: none"> ロタウイルスやノロウイルス等による下痢症と細菌性下痢症の疫学研究 ロタウイルスやノロウイルス等の変異、病原性、増殖機構等に関する基盤情報を取得し、その感染症の予防、診断、治療法を開発する研究 |

- 海外研究拠点で得られた病原体情報や臨床情報などの疫学情報を国立感染症研究所と共有するなど、国立感染症研究所と緊密な連携を図ることを前提とすること。
- 新たな診断・治療薬シーズの開発に向けた基礎的研究を実施するに際して、創薬支援ネットワークの本部機能として独立行政法人医薬基盤研究所に設置された創薬支援戦略室³の指導・助言を仰ぐなど緊密な連携を図ること。
- 海外研究拠点は、全国の大学や研究機関に開かれた研究拠点として、共同研究の受入れが可能な体制であること。海外研究拠点は、開かれた拠点として、今後、別に行う海外研究拠点との共同研究に係る公募において採択された他の機関との共同研究を行うこと。

3 創薬支援戦略室：

医薬品開発に取り組む研究者からの相談を幅広く受け付け、国内外の有望シーズの情報収集・調査や評価を行い、その結果に基づいて、個別シーズについての製薬企業への導出に向けた出口戦略の策定や、創薬支援ネットワークを構成する研究機関との共同研究のコーディネート等、主に応用研究（探索研究、最適化研究等）や非臨床試験（GLP準拠）等における技術的支援、支援の要請があったシーズに関する特許や創薬過程における周辺特許等の知的財産の指導・助言等による支援、CRO（医薬品開発業務受託機関）やCMO（医薬品製造業務受託機関）等の紹介・委託支援、製薬企業への導出・提携支援等の業務について取り組み、幅広く研究者を支援します。なお、平成27年4月1日から国立研究開発法人日本医療研究開発機構に移管されます。

（相談窓口）

独立行政法人医薬基盤研究所 創薬支援戦略室 東日本統括部

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町一丁目5番5号 室町ちばぎん三井ビルディング8階

電話番号 03-3516-6181

- 高度専門人材の育成を図るべく、海外研究拠点を活用した研究・研修の機会を、国内の臨床医や若手の感染症研究者等に幅広く提供できる体制をとること。海外研究拠点は、人材育成を担う海外研究拠点として、今後、別に行う高度専門人材育成に係る公募において採択された研究者等を受け入れ人材育成を行うこと。

なお、本プログラムは、平成27年度4月1日以降、医療分野における一元的な研究管理の実務を担う国立研究開発法人日本医療研究開発機構において実施されます。課題の実施にあたっては、今後、国立研究開発法人日本医療研究開発機構やプログラムスーパーバイザーの指示・助言に従って実施することとなります。

本プログラムに提案された研究課題（研究計画書等）については、審査評価後の採択結果に関わらず、創薬支援戦略室に情報提供を行うこととしていますので御承知願います。なお、創薬支援戦略室自体が本プログラムの公募課題に対して採択に係る評価・選定に関わることはなく、研究者に帰属する知的財産等の保全及び守秘を前提として、研究者の要請に基づいて支援を行います。

3. 実施期間

実施期間は、原則、平成27年度（委託契約締結日）から平成31年度までの5年度間とします。ただし、プログラム開始3年度目に中間評価を実施し、継続することが妥当であると判断された課題のみ、継続するものとします。契約は毎年度に採択された応募機関と行うものとし、始期は契約が締結された日とし、終期は原則として年度末とします。

4. 採択予定数及び実施予定額

（1）採択予定数

採択予定数は、10課題程度を予定しています。なお、1課題あたり1拠点とし、原則、1か国に1拠点となるよう採択します。

なお、複数の研究拠点を展開する場合は、主たる責任拠点を拠点とし、他の拠点は副拠点と位置付け、研究計画書において関連性を明記すること。

（2）実施予定額

実施予定額は、1課題につき年間約1～3億円（間接経費を含む）を予定しています。

ただし、実施予定額は、平成27年度予算の成立状況、審査の結果等により、額が査定されることがあります。また、2年目以降の額については、初年度予定額を基準として、事業外の資金確保状況（見込み）を踏まえて計画を立ててください。ただし、採択後において各年度の予算の状況により各年度の配分額に変動が生じる可能性があります。

なお、必要に応じて、選考の段階で事務局（文部科学省）から積算内容について意見聴取を行うことがあります。

5. 契約形態及び経費について

契約及び研究開発にかかる経費については、「VI. 委託契約の締結等」と「別添1 研究開発に要する経費の範囲」を御確認ください。

Ⅲ. 課題の提案方法と審査方法について

1. 募集から契約までのスケジュール

本事業における募集から契約までのスケジュールの概略を以下に示します。



（*1）必要に応じてヒアリング審査を実施します。

（*2）研究代表者に対して採択の可否の通知書の送付を行います。

2. 所属機関の同意

研究代表者及び全研究参画者は、研究の開始までに以下について、それぞれの所属機関の同意（所属機関の長又は権限委任された人の同意）を得ておく必要があります。

- ①この事業による研究を、当該所属機関の業務の一部として行うこと。
- ②この事業による研究を実施する際、当該所属機関の施設及び設備を使用すること。
- ③この事業による研究の実施に際し、当該所属機関が経理事務等を行うこと。

なお、応募時には、研究代表者と所属機関の異なる研究参画者は、提案書の提出について、その研究参画者の所属機関の同意を受けておく必要があります。

3. 応募書類

研究課題の受付期間及び提案書類の提出先等は以下のとおりです。提案書類の提出は、郵送及び

e-Rad による方法とし、提案書類は、郵送及び e-Rad による提出ともに期限内に提出してください。
 (提出期限内に一方のみが提出されていた場合は応募を受理しません)

また、紙媒体及び e-Rad は、同一のものを提出してください(審査は紙媒体(正本)の白黒コピーにて行います)。

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読の上、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。)提出後の応募書類の差し替えは認められません。また、応募書類の返却は致しません。

| 様式名 | 提出方法 | |
|--------------------|-----------|-------------|
| | 郵送による提出 | e-Rad による提出 |
| | 紙媒体 | 電子媒体 |
| 提案書 (様式1)～(様式5) | 正・副本 1部ずつ | PDFファイル |
| 承諾書(様式6)※ | 正本 1部 | PDFファイル |
| 誓約書(様式7)※ | 正本 1部 | PDFファイル |

注) このほか、e-Rad を用いた Web 上での入力が必要です。

※ 該当機関のみ

4. 提案書類の受付等

研究課題の募集期間及び提案書類の提出先等は以下のとおりです。提案書類の提出は、原則として府省共通研究開発管理システム(以下、e-Radという。)及び郵送による方法とし、提案書類は提出期限内に提出してください。

(1) 提案書類様式の入手方法

提案書類の様式等、応募に必要な資料の入手については、e-Radポータルサイト※あるいは事務支援業務機関である独立行政法人科学技術振興機構(以下「JST」という。)のホームページ(<http://www.jst.go.jp/keytech/kouboh26-6.html>)からダウンロードしてください。

※ e-Radとは、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

【e-Radポータルサイト】<http://www.e-rad.go.jp/>

(2) 提案書類受付期間

平成27年1月16日(金)～平成27年2月6日(金) 12:00(厳守)

(以下(3)②の郵送が必要な提案書類については、期限までに必着)

※ 期限を過ぎた場合には受理できませんので注意してください。

(3) 提案書類の提出方法及び提出先

①e-Radを用いた提案書類の作成・提出方法等

応募は、e-Radを通じて行っていただきます（但し、以下②の書類については、郵送による提出も必要です）。e-Radの操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。e-Radの利用に当たっては、研究機関の事務担当者による研究機関と研究者情報のe-Radにおける事前の登録が必要となります。登録方法についてはe-Radポータルサイト及び「（参考1）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について」を参照してください。なお、登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②郵送が必要な提案書類の作成・提出方法等

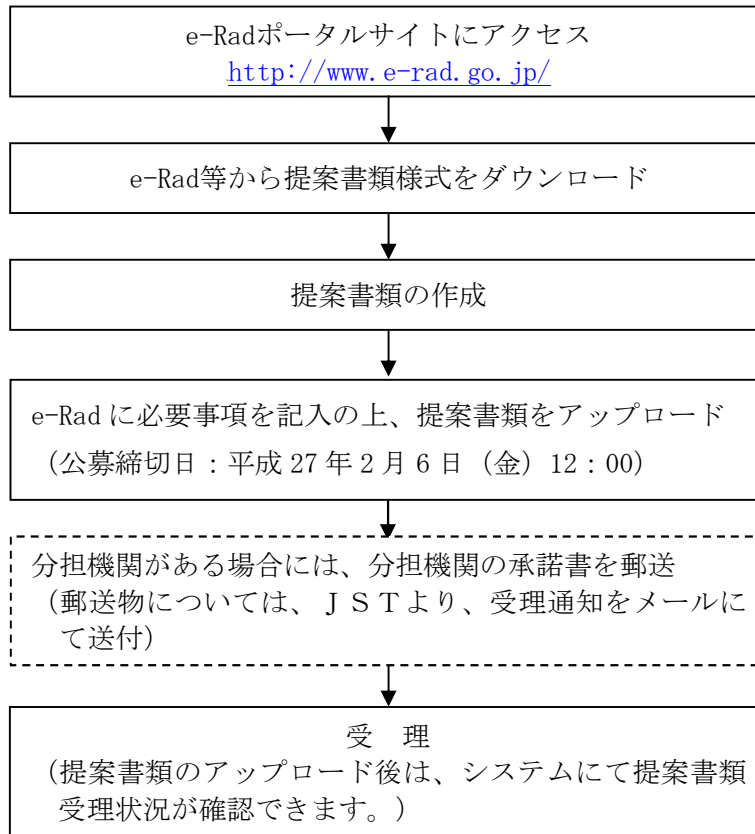
応募書類については、それぞれ左肩をクリップ止め（ステープラーでは止めないこと）にして、2部（正本1部、副本1部）提出してください。なお、正本はカラー・片面印刷、副本は白黒・両面コピーに限ります。上記様式とは別に、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」に定められた動物種を用いて動物実験を実施する機関については、本基本指針に基づき、機関自らが実施した本基本指針への適合性に関する自己点検・評価結果のうち、直近で実施したものの写しを添付してください。また、公募に参加を希望する者は、提案書等の提出時に、別に指定する暴力団等に該当しない旨を誓約書（様式7）に記入し、所属機関長による署名の上、郵送してください（ただし、国立大学法人、独立行政法人等、代表者の選任・任命を国が行う機関及び地方公共団体等、代表者が国民の選挙により選任される機関については提出の必要はありません）。

分担機関がある提案を行う場合には、分担機関の承諾が必要なため、分担機関の承諾書（様式6）の原本（公印が押印されたもの）についてのみ、郵送により送付してください。なお、上記①e-Radを用いた提出の際は、公印がない書類で構いませんので添付してください。

※留意事項

- ・ 用紙サイズは全て日本工業規格A4版、文字サイズは10.5ポイントとしてください。
- ・ 審査は、郵送による提出の紙媒体（正本）の白黒コピーにて行います。
- ・ 応募書類には必ず通し頁番号を中央下に打ってください。
- ・ 制限文字数に留意し、できるだけ簡潔かつ明瞭に記載してください。
- ・ e-Radにアップロードできる最大容量は10MBです。
- ・ 送付中の事故等については、当方では一切の責任を負いません。
- ・ 募集期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうとも受理しません。
- ・ 応募書類に不備等がある場合は、審査対象としません。
- ・ 一度書類を受領した後の修正（差し替え含む）は、一切受け付けません。
- ・ 応募書類は返却しません。
- ・ 個人情報については、本公募に関することにのみ適切に使用します。

③e-Radを利用した応募の流れ



④e-Radによる提案書類提出の際の注意事項

- ・ e-Radを利用の上、提出してください（持参、FAX、電子メールによる提出は受け付けません）。

【システムの利用可能時間帯】

（月～日）0：00～24：00（24時間365日稼働）

ただし、上記利用可能時間帯であっても、緊急のメンテナンス等によりサービスを停止する場合があります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

- ・ 電子媒体に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。
- ・ アップロードできる電子媒体は1ファイルで最大容量は10MBです。
- ・ 電子媒体の様式は、アップロードを行う前にPDF変換を行う必要があります。PDF変換はログイン後のメニューから行って下さい。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者用マニュアルを参照してください。
- ・ 研究機関からの承認が必要な応募課題の情報は、「未処理一覧」画面から確認することができます。
- ・ 提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日

までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、JST研究振興事業グループまで連絡してください。

⑤提案に当たっての注意事項

・提案に対する機関の承認

採択後に契約行為を伴いますので、提案しようとする研究代表者は、所属する研究機関（直接委託契約を締結する研究機関）の長の了承を取った上で提案書類を提出してください。また、複数の研究機関が共同で研究を実施する場合には、参加する全ての研究機関の承諾を得た上で提出してください。

なお、所属機関の事務担当者はe-Radにより提案内容を閲覧することができます。

・本事業における重複申請の制限

同一機関から複数の研究班が実施課題を応募することは可能としますが、同一の研究者が応募できるのは1提案のみとします。

・提案内容の調整

課題の選定、実施に当たっては、予算の制約等の理由から、計画の修正を求めることがあります。また、今後、課題の実施に割り当てられる経費は、予算の成立（国会承認）を前提とし、予算状況により変わる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

・対象外となる提案について

以下に示す研究課題の提案は本事業の対象外となります。

i) 単に既成の設備備品の購入を目的とする提案

ii) 他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本事業の直接経費により賄うことを想定している提案

・その他

提案書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び提案書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください（提案書類のフォーマットは変更しないでください。）。

提案書類の差し替えは固くお断りいたします。また、提案書類の返却はいたしません。

⑥e-Rad上の課題等の情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本制度のホームページにおいて公開します。

⑦応募内容に関する秘密の厳守

提案書は、応募者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、応募内容に関する秘密事項は厳守いたします。

⑧府省共通研究開発管理システムからの内閣府への情報提供等

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府に各種の

情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等について御協力いただくことがあります。

⑨郵送により提出が必要な提案書類の提出先

・提出先

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ
独立行政法人 科学技術振興機構 科学技術プログラム推進部 研究振興事業グループ
「感染症研究国際展開戦略プログラム」係

⑩留意事項

- ・送付中の事故等については、当方は一切の責任を負いません。
- ・郵送が必要な応募書類を持参した場合には、一切受理しません。
- ・提出期間内に到着しなかった提案書類は、いかなる理由があろうとも受理しません。
また、提案書類に不備がある場合は、審査対象とはなりません。
- ・提案書類を受領した後の修正（差し替え含む）は、一切受け付けません。
- ・提案書類は返却しません。
- ・提案書類については、応募内容に関する秘密は厳守します。
- ・個人情報については本公募に関することにのみ適切に使用します。
- ・J S Tにて受領した際には、電子メールにて受領通知を送付しますので、審査が終了するまで申請者にて保存してください。

⑪その他

e-Radにアップロードできるファイルの最大容量は10MBであることから、ファイルの圧縮等により図表等が見難くなる場合には、CD-R等で郵送にて書類を送付いただくことも可能です。

送付される場合には、上記「⑥郵送により提出が必要な提案書類の提出先」に提出期日までに送付ください。

ただし、本書類はあくまでe-Radの資料を補完するものであり、e-Radの手続きが期日までに終了していることが必須です。

5. 問い合わせ先

本公募に関する問い合わせ先等は以下のとおりです。

| | | |
|-----------------------------|---|---|
| 事業の内容に関する問い合わせ | 文部科学省研究振興局 研究振興戦略官付 | TEL:03-5253-4111 (内線4369) E-mail: senryaku@mext.go.jp 担当者: 高市、山口 |
| 提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ | 独立行政法人科学技術 振興機構 (J S T) 科 学技術プログラム推進 部研究振興事業グルー プ | TEL:03-5214-7990 (代表) E-mail: ktkoubou@jst.go.jp 担当者: 橋本、石野、高橋 |
| e-Radの操作に関する問い合わせ | e-Radヘルプデスク | TEL:0120-066-877(フリーダイヤル) 受付時間:9:00~18:00(土、日、祝日を除く) |

6. 審査及び採択

(1) 審査・選定方法等

- ・本事業に関する審査は、文部科学省に設置した課題選考委員会において行います。
- ・課題選考委員会は、研究代表者から提出された提案書の内容について、下述(2)審査の観点に基づき、書面審査、必要に応じてヒアリング審査を行い、採択課題を選定します。
- ・ヒアリング審査は、書面審査の結果、必要と判断された研究課題のみ実施します。
- ・審査の結果、提案内容の修正、不足部分の追加を求め再審査を別途実施する場合があります。
- ・審査は非公開とし、課題選考に携わる委員には、審査の過程で取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後でも第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することを義務づけています。
- ・すべての審査終了後、研究代表者を通じて採択の可否を通知します。なお、選考状況についての問い合わせには一切応じられません。

(2) 審査の観点

課題の選考に係る審査の観点は、以下のとおりです。

【研究内容等の整合性】

- ・研究内容が事業の目的や公募要領に示された研究対象・研究内容と整合するか。

【研究組織等の適切性】

- ・研究推進に十分貢献できる研究者により研究組織が構成されているか。
- ・海外研究拠点において、現地研究機関との協力の下、円滑な研究遂行が期待できるか。
- ・研究者の研究業績に鑑み、所期の成果を上げることが期待できるか。

【研究計画等の実行性】

- ・研究計画等が、研究目標達成のために実行性のあるものであるか。

【研究経費の妥当性】

- ・研究経費は、年次計画等に応じた妥当なものとなっているか。

(3) 選定結果の通知

採択課題決定後、J S Tから研究代表者に対して審査結果（採択の可否）の通知書の送付を行います。

また、採択にあたっては、課題選考委員会が研究課題の内容、研究期間、研究に要する経費、実施体制等に関し、条件を付すことがあります。

なお、審査結果については国立研究開発法人日本医療研究開発機構に承継されます。

IV. 提案書類の作成と注意

1. 提案書類の取扱い

提案書類は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の観点から、応募内容に関する秘密は厳守します。詳しくは総務省のホームページ (http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/horei_kihon.html#7_2) を御参照ください。

この法律を厳守した上で、提案内容のうち、不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、e-Rad等を通じて、他府省等を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。（また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。）

2. 提案書類の作成

既述の「II. 2. 提案書類の受付等」のとおり、応募に当たってはe-Radにて行います。提案書類の作成に当たっては、以下に示す注意事項とともに、e-Radの操作マニュアルをよく御覧ください。提案書類に不備がある場合、受理できないことがありますので注意してください。なお、応募に際しては、「府省共通研究管理システム（e-Rad）」で使用する研究者番号及び所属研究機関コードが必要となります。登録されているか確認の上、未登録の場合には（参考1）「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について」を御覧の上、登録手続きを行い取得してください。登録には2週間程必要となりますので早めの申請をお願いします。

（1）提案書類の様式

提案書類の様式は以下とします。

- ・感染症研究国際展開戦略プログラム 応募様式1～7

研究開発の主体的な実施者（ポストドクター等を含む。）について、各様式に応じて必ず記載してください。記載されていない場合は、研究開発の実施者として研究に参画できないことがあります。様式4の研究者調書には、研究者番号及び所属研究機関コードを記載してください。

国立大学法人、独立行政法人等、代表者の選任・任命を国が行う機関及び地方公共団体等、代表者が国民の選挙により選任される機関については、様式7の誓約書を提出する必要はありません。

なお、字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。また、提案書類の作成はカラーでも可とします。

提案書類の様式等、応募に必要な資料の入手については、e-RadポータルサイトあるいはJ S Tのホームページ (<http://www.jst.go.jp/keytech/kouboh26-6.html>) からダウンロードしてください。

（2）提案書類の提出

提案書類の提出は、e-Radにて行います。詳細は、「III. 4. 提案書類の受付等」を御参照ください。

e-Radの使い方は、e-Radポータルサイトをよく御覧ください。

（3）提案書類の作成及び提出上の注意

- ① 提案書類の記載（入力）に際しては、本項目及び様式1～7に示した記載要領に従って、必要な内容を誤りなく記載してください。
- ② 提案書類は日本語で作成してください。
- ③ 入力する文字のサイズは10ポイント以上を用いてください。
- ④ 英数字は原則として半角で入力してください（（例）郵便番号、電話番号、金額、人数等）。
- ⑤ 郵便番号は7桁で記入してください。
- ⑥ 用紙の大きさは、全て日本工業規格A4版とします。
- ⑦ 各様式の枚数等の制限を守ってください。枚数制限が無い場合でも、利用するe-Radにおいてアップロードできるファイルの容量に制限（10MBまで）があることにご注意ください。
- ⑧ 提案書類は、通し頁番号を中央下に必ず付けてください。

V. 応募に当たっての留意点

1. 不合理な重複・過度の集中に対する措置

(1) 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準じる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(2) 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。（参考2）

(3) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(4) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名）、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等を様式5の「他制度等による助成」に記入してください。

記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

2. 研究費の不正使用および不正受給に対する措置

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）への措置については以下のとおりとします。

(1) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(2) 応募及び参加^{※1}の制限等の措置

本制度の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本制度への応募及び参加の制限措置、若しくは嚴重注意措置をとります。

※1 応募及び参加：新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2 善管注意義務に違反した研究者：不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

| 不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者 | 不正使用の程度 | 応募制限期間※ (補助金等を返還した年度の翌年度から) | |
|----------------------------|---------------------|--------------------------------|------|
| 1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 | (1) 個人の利益を得るための私的流用 | 10年 | |
| | (2) (1) 以外 | ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの | 5年 |
| | | ② ①及び③以外のもの | 2～4年 |
| | | ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの | 1年 |

| | | |
|---|--|---|
| 2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者 | | 5年 |
| 3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 | | 不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分（上限2年、下限1年、端数切り捨て） |

※ 以下の場合には申請及び参加を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

(3) 不正事案の公表について

本制度において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本制度への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

3. 研究活動における不正行為に対する措置

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）^{※1}を遵守することが求められます。

本事業において、研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用）があった場合、ガイドラインに基づき、以下の措置を行います。

※1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【HPアドレス】 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(1) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、研究活動における不正行為が認められた場合、委託契約の解除・変更を行い、不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(2) 応募及び参加の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、不正行為が認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等によ

り、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への応募及び参加の制限措置を講じます。

また、応募及び参加の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、応募及び参加が制限される場合があります。

| 不正行為に係る応募制限の対象者 | | 不正行為の程度 | 応募制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から※ ²) | |
|--|---------------------------------------|---|--|------|
| 不正行為 に 関 与 し た 者 | 1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者 | | 10年 | |
| | 2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者 | 当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの） | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの | 5～7年 |
| | | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | 3～5年 |
| | | 上記以外の著者 | | 2～3年 |
| | 3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者 | | | 2～3年 |
| 不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者） | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの | 2～3年 | |
| | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | 1～2年 | |

※² 不正行為が認定された当該年度についても、参加を制限します。

(3) 他の競争的資金制度等及び基盤的経費等で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等、国立大学法人、大学共同利用機関法人、文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の不正行為により応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への応募及び参加を制限します。

(4) 不正事案の公表について

本制度において、上記(1)及び(2)の措置を行ったときは、当該不正事案の概要(研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、原則公表します。

4. 研究倫理教育教材の履修義務について

本制度への研究課題に参画する研究者は、研究上の不正行為を未然に防止するため、文部科学省が指定する研究倫理教育教材(科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得―(日本学術振興会)、CITI Japan e-ラーニングプログラム等)を履修することになります。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続きの中で、実施責任者は、自ら研究倫理教育教材を履修し、不正行為を行わないこと、また、参画する研究者等に対して、研究倫理教育教材の履修義務を周知し、内容を理解してもらうことを約束し、あわせてこれらを確認したとする文書を提出していただきます。

5. 他の競争的資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本制度への応募及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成27年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成26年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のホームページを御覧ください。

【HPアドレス】http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin26_seido_ichiran.pdf

6. 生命倫理及び安全対策等に係る留意事項並びに関係法令等に違反した場合の措置

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策等の観点から別添3の法令又は指針等により必要な手続等が定められているため、当該手続等(今後、新たに指針等が定められる場合には、その指針等の手続等を含む。)を遵守し、機関内倫理審査委員会における審査等を適切に行った上で研究を実施してください。

これらの関係法令・指針等(別添3に明示されていない関係法令・指針等を含む)に違反し、研究を実施した場合には、違反した旨を公表するとともに、委託費の交付をしないことや委託費の交付を取り消すことがあります。また、法令に違反した場合には、法令に基づく罰則がかかることもあります。

なお、機関内倫理審査委員会については、「機関内倫理審査委員会の在り方について」(平成15年3月20日科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会)を参照しつつ、法令又は指針等に基づき適切に運営することとします。

また、別添3の関係法令・指針等の詳細については、ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」(<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>)等を参照してください。

7. 安全保障貿易について(海外への技術漏えいへの対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、とくに大学では国際化によって留学生や外国

人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

（※）現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・電子メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

8. 間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費は、研究機関の責任において、計画的且つ適正に執行するとともに領収書等の証拠書類を整備し、また、それらを事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管し、使途の透明性の確保に努めてください。

（参考）競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成21年3月27日 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ）

9. 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

10. 「国民との科学・技術対話」の推進について

「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）」（別添4）を踏まえ、本公募に採択され、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費（競争的資金又はプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取り組みをお願いします。

11. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基

づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。

1 2. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合及び内容に不備が認められる場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のホームページの様式に基づいて、契約締結日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、e-Rad を利用して、チェックリストを提出してください。ただし、平成26年4月以降、別途の機会をチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下文部科学省ホームページを御覧ください。

【HP アドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続を行っていない機関にあっては、早急に手続をお願いします。（登録には通常2週間程度を要しますので十分御注意ください。e-Rad 利用に係る手続の詳細については、上記ホームページに示された提出方法の詳細とあわせ、以下ホームページを御覧ください。）

【HP アドレス】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

1 3. e-Rad 上の課題等の情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のホームページにおいて公開します。

1 4. 府省共通研究開発管理システムからの内閣府への情報提供等

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等について御協力いただくことがあります。

VI. 委託契約の締結等

1. 委託契約の締結

(1) 契約条件等

採択された研究課題については、予算の成立を前提に、研究代表者の所属する機関（受託者）との間において、国の会計年度の原則に従い単年度ごとに委託契約を締結することになります。契約を締結するにあたっては、その内容（経費の積算を含む。）が双方の合意に至らない場合は、採択された研究課題であっても取り消しとなることがあります。

契約締結後においても、予算の都合により、やむを得ない事情が生じた場合には、研究計画の見直し又は中止を求めることがあります。

研究進捗状況等に関する中間評価などを踏まえ、年度途中での研究計画の見直し等による契約変更を行うことがあります。

また、今後、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の方針等により、契約方法が変更になる可能性もあります。

(2) 再委託契約について

受託者（代表機関）が研究課題を実施するにあたって、参画機関に本委託契約の一部を委託する場合は、参画機関との間において再委託契約を締結していただくとともに、再委託先における研究の進捗状況及び研究に要する経費について管理していただきます。

(3) 契約の準備について

研究課題の採択後、速やかに契約作業が進められるよう、受託者は、①業務計画書の作成、②業務計画に必要な経費の見積書の徴取、③会計規程及び職務発明規程等の整備を行う必要があります。

(4) 契約に関する事務処理

「日本医療研究開発機構 委託研究開発事務処理説明書」に基づき、必要となる事務処理を行ってください。

(5) 委託費の額の確定等について

当該年度の委託契約期間終了後、委託契約書に基づいて提出していただく委託業務実績報告書を受けて行う委託費の額の確定等において、研究に要する経費の不正使用又は当該委託業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。また、不正使用等を行った研究の実施者は、その内容の程度により一定期間新たな申請及び参加が制限されます（IV. 5. 他の競争的資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する措置参照）。

(6) 事業の承継等について

国立研究開発法人日本医療研究開発機構が設立された後は、委託者は国立研究開発法人日本医療研究開発機構が指定する者になります。

2. 委託費の範囲及び積算等

(1) 委託費の範囲

委託費の範囲は、研究に係る直接経費と間接経費とします。各経費の用途や比率等については、「別添1 研究開発に要する経費の範囲」を参照してください。

(2) 委託費の積算

研究に必要な経費を（様式2）6. に記載してください。

(3) 委託費の支払い

委託費は、原則として第1四半期から第3四半期については「均等分割払い」（四半期毎の3回払い）とし、第4四半期については、「精算払い」とします。その詳細については契約時に定める契約条項によることとします。

3. 課題の管理と評価

(1) 課題の管理

毎年度、委託業務成果報告書等の提出を求めます。また、プログラムスーパーバイザー、プログラムオフィサーによる進捗状況の確認を行う場合があり、そのために必要な関連する報告を求めるとともに、実施場所において実際の実施状況の確認を行うことがあります。

その結果、進捗状況に応じて、計画の変更、課題の中止等を求めることがあります。

(2) 課題の評価

平成31年度末まで延長する場合は、事業開始から3年度目を目途に中間評価を実施するとともに、継続することが妥当であると判断された場合のみ事業の継続を決定し、事業終了時を目途に事後評価を実施します。

なお、中間・事後評価における評価結果については、原則として公開することとします。

4. 研究成果の取扱い

(1) 委託業務成果報告書の提出

受託者は、毎年度の研究成果をとりまとめた委託業務成果報告書（要約版を含む。）を、電子媒体（Windows版のコンパクトディスク（CD-R））で提出していただきます。電子媒体は、ファイル形式をPDF形式とします。

(2) 研究成果の帰属

研究を実施することにより取得した特許権や著作権等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）における日本版バイ・ドール規定に基づく一定の要件の下で受託者に帰属させることができます。その詳細については契約時に定める契約条項によることとします。

(3) 成果の利用

事業の成果を利用（成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表等）できるのは、受託者に所属する職員であり、国内外に係わらず請負先は利用できません。

(4) 研究成果のオープンアクセスの確保

受託者は、可能な限り研究成果のオープンアクセスを確保するよう努めてください。

5. 取得資産の取扱い

(1) 所有権

委託費により取得した資産の所有権は、受託者に帰属します。その詳細については契約時に定める契約条項によることとします。

なお、設備備品等については、受託者が国立研究開発法人日本医療研究開発機構との契約条項に従って善良な管理を行ってください。

(2) 放射性廃棄物等の処分

汚染資産等及び委託業務の実施により発生した放射性廃棄物は、受託者の責任において処分してください。

Ⅶ. データベース登録等への協力

1. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター (<http://biosciencedbc.jp/>) は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成23年4月に独立行政法人科学技術振興機構に設置されたものです。同センターでは、関連機関に積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。

これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指しています。

については、ライフサイエンス分野に関する論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物について、同センターへの提供に御協力をお願いします。

なお、提供された複製物については、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。また、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にも御協力をお願いすることがありますので、あらかじめ御承知おきます。

また、バイオサイエンスデータベースセンターでは、ヒトに関するデータについて、個人情報の保護に配慮しつつ、ライフサイエンス研究に係るデータの共有や利用を推進するためにNBDCヒトデータ共有ガイドラインを策定（参考URL：<http://humandbs.biosciencedbc.jp/guidelines/>）しております。

(別添1) 研究開発に要する経費の範囲

国立研究開発法人日本医療研究開発機構が負担する研究開発に要する経費の範囲は、国内の大学、研究開発機関、企業等が行う研究開発に係る直接経費及び間接経理費とします。その項目は、以下のとおりとします。

直接経費

| | |
|---------|---|
| ①物品費 | : 研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア（既製品）、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用 |
| ②旅費 | : 研究開発参加者に係る旅費、招聘者に係る旅費 |
| ③人件費・謝金 | : 当該委託研究開発のために雇用する研究員等の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費 |
| ④その他 | : 上記の他、当該委託研究開発を遂行するための経費 例) 研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、ソフトウェア外注制作費、検査業務費、不課税取引等に係る消費税相当額等 |

間接経費

直接経費に対して一定比率（30%以内）で手当され、当該委託研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、研究機関が使用する経費です。

間接経費の主な使途については、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」に示されています。

【間接経費の執行に係る共通指針URL】

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1337573.htm

(算出例)

| | パターン | 設備の例 | 算出方法の例 |
|---|---------------------------------|-------------------|---|
| 1 | フロアの一部を専有エリアとして当該研究を実施している場合 | | <p>【例1】 使用料＝電力会社等の契約単価（円/kwh）× {（フロア全体の使用電力量÷フロア全体面積）}×（当該研究を実施している専有エリア面積）</p> <p>【例2】 使用料＝フロア全体の年間又は月毎の光熱水費×（当該研究を実施している専有エリア面積÷フロア全体面積）</p> |
| 2 | 研究設備を共同利用している場合 | スパコン、 高圧電子顕微鏡等 | <p>使用料＝（設備の定格電力量×電力会社等の契約単価（円/kwh））×使用時間</p> <p>※研究設備の場合、メーカーが単位時間当たりの定格電力量を明示している。</p> |
| 3 | フロアの一部又は全部を占有した特別の区画内に設置されている設備 | クリーンルーム 内にある設備 | <p>使用料＝（設備の定格電力量×電力会社等の契約単価（円/kwh））×使用時間 ＋ （クリーンルーム全体の年間又は月毎の光熱水費）×（クリーンルーム全体の中で使用設備が占める面積割合（20%であれば0.2））</p> |

研究開発の遂行に必要な経費であっても、次の経費は直接経費の対象としません。

- 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付費等のための経費を除く。）
- 机、椅子、複写機等、研究開発機関で通常備えるべき物品を購入するための経費。
- 研究開発遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費。
- その他、一般管理費を使用することが適切な経費。

なお、公募により採択された業務計画期間中に取得する設備備品（試作品含む）は、委託業務を実施する上で最低限必要な性能を有するものとし、その必要性及び経済性を踏まえた妥当性について精査します（取得の理由、リース又はレンタルや役務等其他の方法との比較等）。

(別添2) 予算決算及び会計令(抄)

第70条

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別な理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

第71条

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(別添3) 動物実験、生命倫理・安全に関する取組みに関わる法令・指針等

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策の観点から以下の法令又は指針等により必要な手続等が定められているため、当該手続等（今後、新たに指針等が定められる場合には、その指針等の手続等を含む。）を遵守し、適切に研究を実施してください。

なお、指針等の詳細については文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm) 及び厚生労働省と農林水産省のホームページを参照してください。

(1) ヒトゲノム・遺伝子解析研究を含む研究計画

研究計画に、ヒトゲノム・遺伝子解析研究（提供者の個体を形成する細胞に共通して存在し、その子孫に受け継がれ得るヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能を、試料・情報を用いて明らかにしようとする研究）を含む場合には、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）に基づき、当該研究を実施してください。

(2) 疫学研究を含む研究計画

研究計画に、疫学研究（明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学研究）を含む場合には、「疫学研究に関する倫理指針」（平成 19 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）に基づき、当該研究を実施してください。前述の文部科学省ホームページ等に情報を掲示していますので、適宜留意願います。

(3) 臨床研究を含む研究計画

研究計画に、臨床研究（医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究であって、人を対象とする①医薬品又は医療機器を用いた予防、診断又は治療方法に関する介入を伴う研究、② ①に該当するものを除く介入を伴う研究、③介入を伴わず、試料等を用いた研究であって、疫学研究を含まないもの）を含む場合には、「臨床研究に関する倫理指針」（平成 20 年厚生労働省告示第 415 号）に基づき、当該研究を実施してください。（ただし、他の法令及び指針の適用範囲に含まれる研究は、本指針の対象外になりますのでご注意ください。）

(4) 特定胚の取扱いを含む研究計画

研究計画に、人クローン胚又は動物性集合胚の取扱いを含む場合には、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」（平成 12 年法律第 146 号）及びこれに基づく省令及び指針に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、文部科学大臣への届出が必要となることに留意してください。

(5) ヒト ES 細胞の使用及び樹立・分配を含む研究計画

研究計画に、ヒト ES 細胞（ヒト胚性幹細胞）の使用を含む場合には、「ヒト ES 細胞の使用に関する指針」（平成 22 年文部科学省告示第 87 号）に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の開始に先立ち、文部科学大臣への届出が必要となることに留意してください。ヒト ES 細胞の

樹立、分配を行おうとする場合も同様に、「ヒト ES 細胞の樹立及び分配に関する指針」（平成 22 年文部科学省告示第 86 号）に基づき、文部科学大臣の確認が必要です。前述の文部科学省ホームページ等に関連情報を掲示していますので、適宜留意願います。

(6) ヒト iPS 細胞等からの生殖細胞作成を含む研究計画

研究計画に、ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を含む場合には、「ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」（平成 22 年文部科学省告示 88 号）に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の開始に先立ち、文部科学大臣への届出が必要となることに留意してください。

前述の文部科学省ホームページ等に関連情報を掲示していますので、適宜留意願います。

(7) 遺伝子治療臨床研究を含む研究計画

研究計画に、遺伝子治療臨床研究（疾病の治療を目的として遺伝子又は遺伝子を導入した細胞のヒトの体内への投与等に関する臨床研究）を含む場合には、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」（平成 20 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に当たっては、事前に厚生労働大臣に意見を求めることや文部科学大臣にその意見の求めの写しを提出すること等が必要となることに留意してください。

(8) ヒト幹細胞を用いる臨床研究を含む研究計画

研究計画に、ヒト幹細胞を用いる臨床研究（ヒト幹細胞を、疾病の治療のための研究を目的として人の体内に移植又は投与する臨床研究）を含む場合には、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 425 号）に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、厚生労働大臣の意見を求めること等が必要となることに留意してください。

(9) 遺伝子組換え生物等の使用等を含む研究計画

研究計画に、遺伝子組換え生物等の使用等を含む場合には、平成 16 年 2 月 19 日に施行された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 97 号）及びこれに基づく省令、告示等に基づき、当該研究を実施してください。特に、遺伝子組換え生物等の第一種使用等（環境中への拡散を防止しないで行う使用等）を行う場合、あらかじめ第一種使用規程を定め、主務大臣の承認を受ける義務があること、及び第二種使用等（環境中への拡散を防止しつつ行う使用等）を行う場合、主務省令に定められた又はあらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務等があることに留意してください。また、遺伝子組換え生物等の譲渡・提供・委託を行おうとする者は、原則としてその都度、省令に定められた情報の提供を行わなければならないことにも留意してください。

これらのことを踏まえ、遺伝子組換え生物等の使用等を行う研究機関においては、機関内の法令の理解及び遵守についての周知徹底を十分に図るとともに、事故時の対応をあらかじめ定める等の機関内の体制を整備し、法令に基づき遺伝子組換え生物等の適切な使用等が徹底されるよう留意してください。遺伝子組換え生物等の使用等に係る各種情報については、前述の文部科学省ホームページ等に掲示していますので、適宜留意願います。

(10) 病原体等を使用する研究を含む研究計画

研究計画に、病原体等を使用する研究を含む場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 18 年法律第 106 号）等の関係法令等に基づき、当該研究を実施してください。

(11) 実験動物を使用する研究を含む研究計画

研究計画に、実験動物を使用する研究を含む場合には、動物福祉の観点から適切な配慮を行うため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）、動物の殺処分方法に関する指針（平成 19 年環境省告示第 105 号）及び研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）等に基づき当該研究を実施してください。

また、動物実験を行う際には、動物実験の指針を整備するとともに、動物実験委員会を設置し、適切な動物実験を行ってください。動物実験の導入に際しては、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成18年法律第67号）に基づく飼養許可証の確認や特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年環境省告示第22号）を遵守するなど、常に適切なものとなるように努めてください。

(別添 4)

「国民との科学・技術対話」の推進について (基本的取組方針)

平成 22 年 6 月 19 日
科学技術政策担当大臣
総合科学技術会議有識者議員

1 趣 旨

科学・技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学・技術をより一層発展させるためには、科学・技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠である。また、例えば事業仕分けでの議論を踏まえれば、科学・技術関係施策の発展・充実を図るためには、その成果・普及について国民全体の理解を一層深める必要がある。

そのためには、研究者が社会と真摯に向き合い、次世代の人材を養成する活動はもちろん、倫理的・法的・社会的課題と向き合う双方向コミュニケーションの取り組みが重要である。英国では、研究者に自身の研究の目的や性質について、短く、簡明な要約の作成や、公衆参加に関わる活動計画の作成を義務付けている例もある。

国内においては、現在、一部の事業で研究内容等を報告・説明するための経費を措置している例もあるが、必ずしも十分とはいえない状況にある。先般の大阪で開催した「科学・技術ミーティング in 大阪」においても、参加者の間から研究内容やその成果の一般への周知の重要性が指摘され、研究者と国民との対話の場を設けるような取り組みを求める声が寄せられている。

このため、科学技術政策担当大臣及び有識者議員としては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動を「国民との科学・技術対話」と位置付けることとした。その上で、これを積極的に推進する必要があるとの認識から、まず最先端研究開発支援プログラムにおいて「国民との科学・技術対話」に取り組むこととする。

関係府省、配分機関、大学や研究機関においても、公的研究費を受けた研究者が行う「国民との科学・技術対話」について、以下に掲げるような組織的な取組を行うよう求めるものである。

2 関係府省・配分機関・大学・研究機関において今後取り組むべき事項

(1) 関係府省・配分機関

- ①当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費（競争的資金又はプロジェクト研究資金）の配分を受ける研究者等に対して、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むよう公募要項等に記載する。
- ②配分する直接経費の一部を、「国民との科学・技術対話」に充当できる仕組みの導入を進める。
- ③「国民との科学・技術対話」については、中間評価、事後評価の対象とする。ただし、実施に当たっては、満足度、難易度についてアンケート調査を行うことを記載し、質の高い活動を行うことができたかについて確認する。また、3千万円以下の公的研究費の配分を受けた研究者

等が「国民との科学・技術対話」を実施した場合は、プラスの評価とする。

- ④上記①～③の内容は、今年度対応可能な公的研究費があれば速やかに検討・対応し、平成23年度においては一層「国民との科学・技術対話」が推進される方向で制度・施策の充実を図ることとする。

(2) 大学・研究機関

- ①大学・研究機関においては、研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう、支援体制の整備、地域を中心とした連携・協力体制を整備する。例えば、双方向コミュニケーションに関する専門的知識を持つ専任教員、専任研究員、科学コミュニケーターや事務職員を配置、あるいは部署を設置することで支援体制を整備する。また、地域を中心とした連携・協力体制を整備するほか、研究者に対しては必要に応じて、「国民との科学・技術対話」に参加するトレーニングを実施する。
- ②研究者等に対して、積極的に「国民との科学・技術対話」を行うよう促すとともに、個人の評価につながるよう配慮する。
- ③大学・研究機関が実施する一般公開の機会において、研究者に「国民との科学・技術対話」を行う場を提供する。
- ④上記①～③の内容は、大学・研究機関の社会又は地域貢献の一つとして位置付け、当該研究費の間接経費を活用して適切かつ効果的に実施するものとする。
- なお、大学・研究機関のこれらの取組は、2(1)③の評価対象の一つとする。

(3) 取組に際して留意すべき事項

- ①本方針の「国民との科学・技術対話」は、公的研究費を受けた研究者自らが研究目的、研究内容、研究成果を国民に対して分かりやすく説明する、いわゆる顔の見える活動が基本である。また、国民からの意見や感想、期待に対して真摯に向き合う姿勢も大切である。
- ②研究活動の妨げにならないよう、研究者は大学・研究機関の支援を受けて計画的に「国民との科学・技術対話」を行うことが重要である。
- なお、「国民との科学・技術対話」は研究者及び研究チームを中心に、双方向コミュニケーションの専門知識を有する専任教員や実質的に活動できる科学コミュニケーターと協力体制で行うことが好ましい。「国民との科学・技術対話」によって直接の評価を受けない学生などに過度の負担がいかないように配慮する。
- ③研究内容によっては、研究の進め方や新しく生まれる技術に関する倫理的・法的・社会的課題についての検討や、国民の不安や懸念に対する対応などが必要となることが予想される。こうした研究内容に関し「国民との科学・技術対話」を実施する際には、これらの課題に対する国民の理解が深まるよう、創意工夫を凝らし分かりやすい説明を行うことが期待される。
- ④地域との連携については、大学・研究機関において、自治体、教育委員会との適切な協力体制を構築する。また、国や独立行政法人が実施している各種事業の活用を検討する。
- ⑤本指針の趣旨、すなわち研究者等が社会と真剣に向き合い交流する意味を十分理解し、国民に広く理解が得られるよう創意工夫を行うこと。
- 受け手側の年齢や知識、興味、関心等を十分考慮・斟酌して創意工夫を凝らした分かりやすい説明を行うとともに、「国民との科学・技術対話」がより有益なものとなるよう、参加者へのアンケート調査により活動の質を確認することも重要である。

3 総合科学技術会議のフォローアップ

平成23年度のできるだけ早い時期に上記に掲げる関係府省・配分機関の取組状況を把握・検討し、不適切な場合は関係府省に改善を求めるとともに、必要に応じて本方針の見直しを行う。

4 想定する「国民との科学・技術対話」の例

以下に掲げる活動は例示であり、これ以外であっても顔の見える双方向コミュニケーション活動を推進する本方針の趣旨に合致する活動に積極的に取り組むこと。

① 小・中・高等学校の理科授業での特別授業

児童生徒の発達段階を考慮し、児童生徒が広く研究に興味関心を持つように、研究目的、研究内容、実生活との関連を説明する。

② 地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演

博物館、科学館、市町村、非営利団体（NPO）が開催する地域の科学講座・市民講座で、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。

③ 大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

大学や研究機関において実施する一般公開の機会に、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。

④ 一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明

各種団体や研究会が開催する一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場で、研究目的、研究内容、研究成果の講演・説明や研究の意義・課題についての対話を行う。

⑤ インターネット上での研究成果の継続的な発信

掲示板、ブログ・ミニブログ、メールマガジンを用いた双方向性のあるインターネット上での情報発信により、研究目的、研究内容、研究成果の発信を行う。

なお、当面この活動は、研究活動の状況によりやむを得ず実施できない場合を想定している。

実際の活動事例

①小・中・高等学校の理科授業での特別授業

(事例1)

北海道大学の自然史科学の研究者が、地域の小学校で、小学生を対象に、NASAで凍結乾燥させたウシガエルを用いて、両生類の秘密とヒトの体についての講義を実施した。

(事例2)

八戸工業大学電子知能システム学科の研究者が、地域の中学校や高等学校において、「知能ロボットを作ろう」と題して、ロボットとプログラミングについての講義と実験を実施した。

②地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演

(事例1)

国立環境研究所の環境学の研究者が、日本科学未来館で一般市民を対象に、昨年開催されたCOP15（国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議）に関して、地球温暖化をめぐる国際交渉の最前線を紹介するとともに、そこから見えてくる今後の課題を通してCOP15の結果をどのように受け止め行動すべきなのかを共に考えるイベントを実施した。

③大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

(事例1)

浜松医科大学の感染症の研究者が、大学において、地域の小学生とその保護者を対象に、身の回りに存在する生物についての講義や実験を実施した。

(事例2)

東北大学大学院工学研究科が、市内の小学生を対象に、先端技術と関連したテーマ（「机の上で飛行機雲を作ってみよう」等）で体験型の科学教室を行うとともに、オープンキャンパスでの公開実験や研究室訪問を実施した。

④一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明

(事例1)

国立感染症研究所の研究者が、科学について語り合うイベント（サイエンスアゴラ 2009）において、広く一般を対象に、新型インフルエンザウィルスの研究やワクチン開発について、最新の知見を交えて講演した。

その他、①～④に限らない取組事例として、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）においては、従来より、高校生向け実験教室やサマー・サイエンスキャンプ等を実施している。また、本年3月より、各拠点にアウトリーチ担当者を設置するとともに、アウトリーチ活動について、協働で実施するイベント等の活動を戦略的に実施するための意見交換を定期的に行うこととしている。本年6月には、科学・技術フェスタ in 京都－平成22年度産学官連携推進会議－へ参加・出展した。

| | |
|--------------|------------------------|
| ◎ 日本の研究者数 | 約 83万9千人 (2008年度：総務省調) |
| (内訳) | |
| 大学等 | 約 30万6千人 |
| 公的機関 | 約 3万2千人 |
| 企業等 (NPO 含む) | 約 50万1千人 |

| | |
|----------------|------------------|
| ◎ 競争的資金 (8府省) | 55,713件 |
| 1 5千万円以上 | |
| ・ 5千万円以上の件数 | 1,468件 (約 2.6%) |
| ・ 上記の研究者数 (実数) | 1,329人 (約 2.4%) |
| 2 3千万円以上 | |
| ・ 3千万円以上の件数 | 2,447件 (約 4.4%) |
| ・ 上記の研究者数 (実数) | 2,188人 (約 3.9%) |
| 3 1千万円以上 | |
| ・ 1千万円以上の件数 | 7,291件 (約 13.1%) |
| ・ 上記の研究者数 (実数) | 6,159人 (約 11.1%) |

| | |
|--------------------|------------------|
| ◎ プロジェクト研究資金 (7府省) | 3,780件 |
| 1 1億円以上 | 469件 (約 12.4%) |
| 2 5千万円以上 | 832件 (約 22.0%) |
| 3 3千万円以上 | 1,334件 (約 35.3%) |

※内閣府政府研究開発システム調(平成20年度)

(参考 1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

1 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス (応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electric (電子) の頭文字を冠したものです。

2 e-Rad を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を通じて行っていただきます。その他、本事業への応募に当たっては、別途、郵送等で送付が必要になる書類がありますので十分御注意ください。

応募の流れについては、p. 52「3 その他 (4) システムを利用した応募の流れ」を参照してください。

また、応募の際は、とくに以下の点に注意してください。

(1) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募に当たっては、応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続に日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続をしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

本制度に応募する際の実施担当者を研究者と称します。研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

(2) e-Rad への応募情報入力

システムへの応募情報入力に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

<注意事項>

①電子媒体に貼り付ける画像ファイルの種類は「G I F」「B M P」「P N G」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく P D F 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

- ②アップロードできる電子媒体は1ファイルで最大容量は【10MB】です。
- ③電子媒体の様式は、アップロードを行う前にPDF変換を行う必要があります。PDF変換はログイン後のメニューから行ってください。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくこともできます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者用マニュアルを参照してください。
- ④研究機関からの承認が必要な応募課題の情報は、「未処理一覧」画面から確認することができます。
- ⑤提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、JSTまで連絡してください。

3 その他

(1) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(2) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問合せ先

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。e-Rad のポータルサイト (以下「ポータルサイト」という。) をよく確認の上、問合せてください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。なお、事業そのものに関する問合せ等は p. 39 を御参照ください。

・ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>

・問合せ先

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ヘルプデスク

T E L : 0120-066-877

午前 9:00～午後 6:00 (土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

(3) e-Rad の利用可能時間帯

(月～日) 0:00～24:00 (24時間 365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

(4) システムを利用した応募の流れ

研究機関が行います

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

研究機関で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続に日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続をしてください。

参照 URL : <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

研究機関が行います

事務代表者のログイン

システム運用担当から所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログインID、初期パスワード）が届きます。通知書に記載されたログインID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル：研究機関事務代表者用マニュアル「I 1.7 ログイン」

研究機関が行います

部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) 上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者（申請する際に代表者となる方）を登録し、事務分担者用及び研究者用のID、パスワードを発行します。

参照マニュアル：研究機関事務代表者用マニュアル「II 3.2 部局情報管理」
「II 3.3 事務分担者情報管理」 「II 3.1(E) 職情報の登録」
「II 2 研究者情報の登録」

研究者が行います

公募要領・申請様式の取得

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。若しくは、JSTホームページから当該ファイルをダウンロードします。

参照マニュアル：研究者用マニュアル「I 1.7 ログイン」 「II 1.1 公開中の公募一覧」

研究者が行います

応募情報の入力と提出

システムに必要な事項を入力及び申請書をアップロードします。

システムには、それぞれ、①Web上で直接入力が必要な内容、②電子媒体（PDF、Word）で添付する内容があります。詳しくは p. 26 を御覧ください。

参照マニュアル：研究者用マニュアル「Ⅱ1.1 公開中の公募一覧」

研究機関が行います

応募情報の確認・承認

事務分担者（設けた場合）が応募情報の確認を、事務代表者が応募情報の承認をします。

参照マニュアル：研究機関事務分担者用マニュアル「Ⅱ1.5 未処理一覧」、
研究機関事務代表者用マニュアル「Ⅱ1.6 未処理一覧」

文部科学省にて応募情報を受理

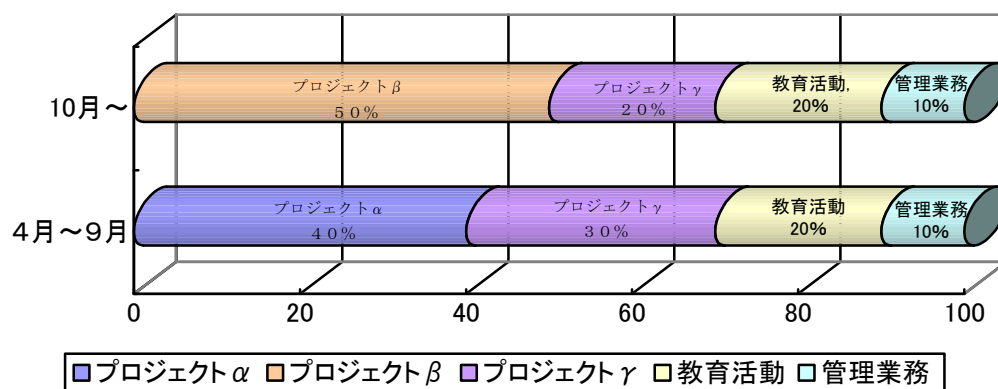
- ※ 応募の各段階におけるシステムの操作方法は、利用者毎の操作マニュアルを参照してください。
- ※ 郵送が必要な書類は、簡易書留又は宅配便にて御提出いただきます。

(参考2) エフォートの考え方について

エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を応募する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。